福岡県弁護士会

東日本大震災被災者のための説明･相談会
～原発賠償を中心として～

東京電力から賠償請求の受付が始まっていますが，被災者の方から「請求書の書き方が分からない」「説明書が分かりづらい」との声が大きいと報道されています。

そこで，福岡県弁護士会では，被災者の方のための説明会を実施することにしました。

- **東京電力へ請求書を出す以外にも損害賠償請求の方法があります！！**
- **東京電力からの請求書類を急いで出さないと権利を失ってしまうということはありません！！**
- **東京電力への請求書の送付は弁護士に相談してから！！**

※　原発賠償に限らず，借金，住宅ローン，雇用，相続，生活などの問題も受け付けます。

開催日時　平成２３年１２月１８日（日曜日）

午前の部　１０時～１２時

午後の部　１４時～１６時

（それぞれ，冒頭に弁護士による説明を行った後，ご要望に応じて，個別相談会を実施します）

開催場所　福岡県弁護士会天神弁護士センター

福岡市中央区渡辺通5 丁目1 4 番1 2 号
南天神ビル2 階

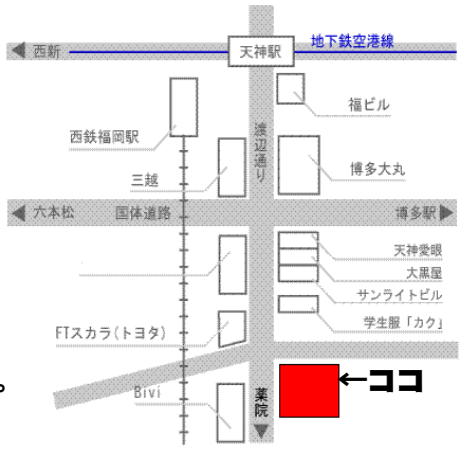

・参加費は無料です。
・ご予約は原則不要ですが，資料の準備等の関係で事前にご連絡頂くとスムーズにいきます。
・お問い合わせは天神弁護士センター（TEL092－741－3208）まで
・時間内であれば，弁護士が待機して，ご相談に応じます。
お気軽にお越し下さい♪

■福岡県弁護士会は被災者の皆さんを全力で支援しています。
震災・原発被害に関する無料法律相談（＝県内 19 ヶ所の法律相談センター）・無料出張相談（＝県内全域に出張します）など、随時実施中です！
詳しくは→Web 福岡県弁護士会 （検索）、または天神弁護士センター（ＴＥＬ０９２―７４１－３２０８）までお問い合わせください。